

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月11日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	各ポンプ場・配水池草刈業務委託ほか (合冊3件)		
業務場所	別紙仕様書のとおり		
委託期間	別紙仕様書のとおり		
業務概要及び条件	各ポンプ場・配水池の草刈業務一式		
予 定 価 格	¥2,950,800 (税込)	最低基準価格	¥2,065,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録(市内本店)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年4月17日(木) 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 なし			
入札予定	予定日 令和7年5月14日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本件は「各ポンプ場・配水池草刈業務委託」、「水道庁舎周辺草刈業務委託」及び「各浄水場草刈業務委託」との合冊案件です。
- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年4月11日（金）午前9時から
令和7年4月24日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

各ポンプ場・配水池草刈業務委託仕様書

第一章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する、「各ポンプ場・配水池草刈業務委託」に適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項および特記事項に示す。

(関係法令の遵守)

第3条 受注者は、業務の実施にあたり、業務に関連する諸法規、その他諸法令を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

(周辺環境の保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、対象施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(損害の補償)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、対象施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(資格を必要とする作業)

第6条 資格を必要とする作業は、有資格者が実施しなければならない。

(安全管理)

第7条 受注者は、業務の実施にあたり、常に細心の注意を払うとともに労働安全衛生法並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。万が一、事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、適切な処置をするものとする。また、再発防止の対策を講じるとともに、その内容を書面により報告するものとする。

2 作業中は所要の人員を配置し、現場内の整理・整頓及び安全に努めなければならない。

3 作業現場の秩序を保つとともに、火災・盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

(事前調査)

第8条 受注者は、業務着手に先立ち業務場所及び周囲の状況その他についての綿密な調査を行い状況把握の上、業務にあたらなければならない。

(作業に関する事項)

第9条 受注者は、業務の実施において、以下の各号を遵守するものとする。

- ① 現場作業の実施は、毎週月曜日から金曜日までとする。
- ② 受注者の作業時間は、午前9時から午後5時とする。ただし、準備時間はこれに含めない。
- ③ 受注者が前号の変更が必要と判断した場合は、その理由及び作業内容を当日の午後2時まで報告することとし、担当職員が必要と判断した場合においてのみ変更することができる。
- ④ 受注者は、作業を行う日の作業開始前及び作業終了後には、担当職員まで作業内容等の報告をするものとする。

(受注者の負担及び損害の賠償)

第10条 本仕様書・設計図書等に定めるものの他、以下の各号に掲げる費用は、受注者が負担しなければならない。

- ① 本仕様書・設計図書等に明記されていない軽易な作業。
- ② 第5条にかかる費用。
- ③ 損害保険に加入する場合、加入に要する費用。
- ④ 第13条・第14条に係る費用。
- ⑤ 作業上必要な届出の手続きにかかる費用。
- ⑥ その他、発注者が指示する書類。

(秘密の保持)

第11条 受注者は本業務中に知りえた秘密等を第三者に漏らしてはならない。

(承認または立会いを受ける事項)

第12条 受注者は、業務の実施にあたり、実施工程表、作業上支障となるもの、作業の実施が危険な箇所の対応等の内容について発注者と協議し、承認を受けなければならない。

(提出書類)

第13条 受注者は、下記の各号の書類を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、業務の契約締結後5日以内に着手届・業務処理計画書・業務担当責任者届、その他発注者が指定する書類を提出しなければならない。
- 3 受注者は、事前に担当職員と協議及び調整を行った上、本業務の実施計画書を作成し、提出するものとする。

- 4 受注者は、月ごとに業務予定表を作成し、前月 25 日までに発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、月ごとに業務月報を作成し、翌月の 5 日までに発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、全業務完了後速やかに完了検査が受けられるよう、業務完了届・業務結果報告書・業務箇所ごとの写真（着手前・施工中・完了時の工程順に整理編集したもの。）等を含む完成図書類を委託期間内に提出しなければならない。

（完了検査）

第 14 条 受注者は、業務完了後、第 13 条第 6 項の書類を提出し、発注者の検査職員による検査を受けなければならない。

（委託料の支払い）

第 15 条 委託料の支払いについては、業務完了後、受注者の請求に基づき一括払いとする。

（その他）

第 16 条 本仕様書に定めのない事項については、現場の状況に応じ発注者と協議のうえ決定するものとする。

第二章 特記事項

業務実施場所

別紙、位置図・住所及び注意事項一覧のとおり。

業務名称

各ポンプ場・配水池草刈業務委託

委託期間

契約締結日 から 令和8年 1月30日 まで

業務概要

指定場所での指定回数の草刈業務（総面積：37,150 m²） 一式

業務細目

1) 草刈方法

- ・機械除草（肩掛け式）
- ・人力除草（機械除草できない箇所）
- ・草刈場所及び日程については別紙工程表に則ること。
- ・受注者は業務予定表の予定を変更する場合は、変更前後の予定日の早い日付の3日前までに担当職員に連絡し許可を得ること。

2) 発生材処分方法

- ・発生材は側溝や敷地外へ飛散したものも含めて熊手等で集積し、原則発生日に現場より搬出すること。発生日に搬出できないものについては、袋等に入れて飛散防止措置を行い、発生箇所の草刈業務完了後3日以内に搬出すること。
- ・搬出先は発生材の処分可能な処分場とし、処分完了後、処分場の受入れ票等の処分状況の分かるものを提出すること。

3) その他

- ・発注者が行う工事や維持管理作業のため、作業日および作業場所の指定や予定の変更を発注者が指示する場合はこれに従うこと。
- ・発生材集積時には敷地内（側溝等も含む）に落ちている落葉やゴミも発生材と共に集積し搬出処分すること。また、敷地内の植栽からの落葉は敷地周辺に飛散したものも集積すること。
- ・作業中に危険箇所及び作業場所の異変を発見した場合は担当職員に報告すること。
- ・その他、疑義等が生じた場合は、担当職員と協議の上、決定すること。

別紙

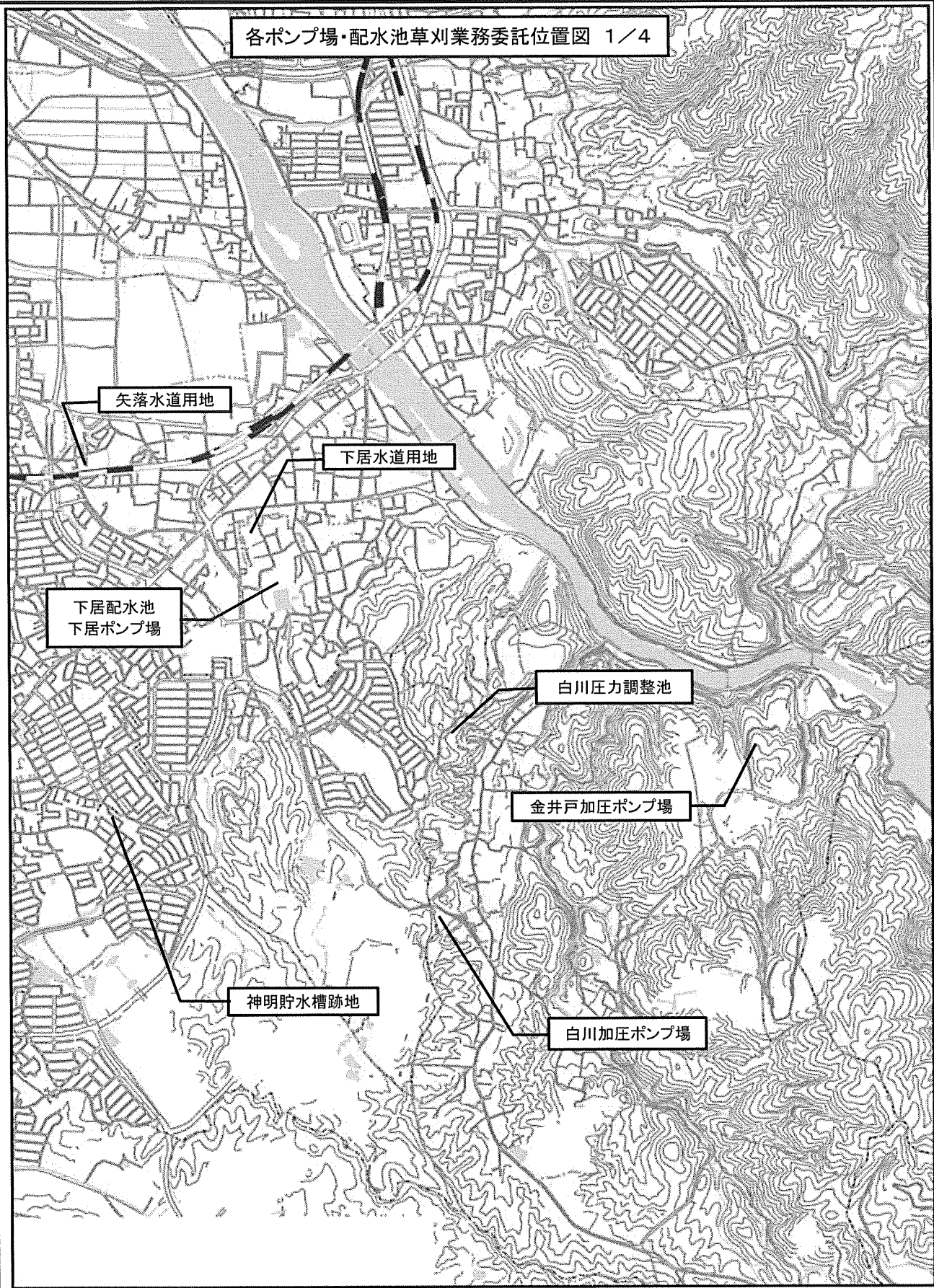
令和7年度 各ポンプ場・配水池草刈業務委託工程表

[illegible]

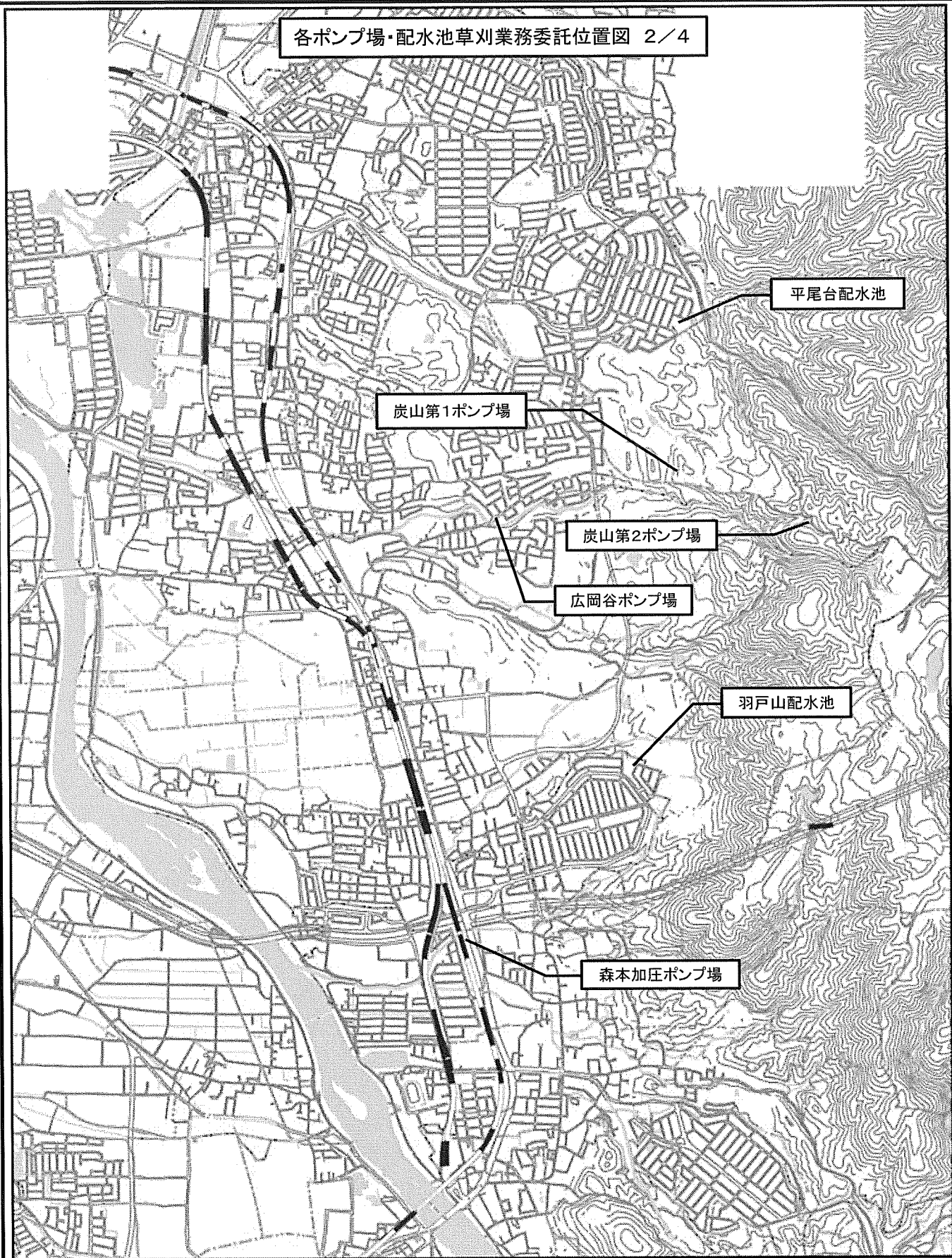
各ポンプ場・配水池所在地及び注意事項一覧

施設名	草刈面積 (㎡/回)	処分	所在地	注意事項
下居ポンプ場	2,060	持ち出し	宇治市 宇治下居64-1	進入路・フェンス・法面・北側擁壁・枝払い含む
下居配水池	3,180	持ち出し	宇治市 宇治下居70-1	侵入路フェンス・法面・枝払い含む
下居水道用地	520	持ち出し	宇治市 宇治下居75	法面・通路含む
平尾台配水池	2,620	持ち出し	宇治市 平尾台四丁目17	枝払い・藤蔓撤去含む
羽戸山配水池	2,770	持ち出し	宇治市 羽戸山四丁目1-15	法面・テニスコート隣接部・藤蔓撤去・枝払い含む
森本加圧ポンプ場	50	持ち出し	宇治市 菟道森本1-11	一部河川敷含む
白川加圧ポンプ場	40	持ち出し	宇治市 白川鍋倉山42-6	枝払い含む
白川圧力調整池	80	持ち出し	宇治市 白川三西原4-1	枝払い含む
広岡谷ポンプ場	40	持ち出し	宇治市 木幡南山15-19	法面・一部河川敷含む
炭山高区配水池	80	持ち出し	宇治市 炭山乾谷2-3	法面・フェンス外・枝払い含む
炭山低区配水池	60	持ち出し	宇治市 炭山久田57-1・57-2	フェンス外・枝払い含む
炭山第1ポンプ場	320	持ち出し	宇治市 木幡須留4-16	フェンス外・枝払い含む
炭山第2ポンプ場	50	持ち出し	宇治市 木幡南原2-13	フェンス外・枝払い含む
神明貯水槽跡	120	持ち出し	宇治市 広野町小根尾130	フェンス外・枝払い含む
金井戸加圧ポンプ場	120	持ち出し	宇治市 宇治金井戸7-2	フェンス外・枝払い含む
土井谷ポンプ場	20	持ち出し	宇治市 炭山土井谷8-10	フェンス外・枝払い含む
矢落水道用地	330	持ち出し	宇治市 宇治矢落地内	
炭山中継ポンプ場	30	持ち出し	宇治市 炭山滝ノ元8-4	フェンス外含む
炭山中継圧力調整池	20	持ち出し	宇治市 炭山滝ノ元1-2	法面・通路含む
笠取第1中継ポンプ場	1,910	持ち出し	宇治市 西笠取石原7-11	法面・フェンス外含む
笠取第1配水池	170	持ち出し	宇治市 東笠取奥出14-2	法面・通路含む
笠取第2ポンプ場	170	持ち出し	宇治市 東笠取奥出8-2	法面・通路含む
笠取第2配水池	130	持ち出し	宇治市 東笠取大平40-2	法面・通路含む
笠取第3配水池	110	持ち出し	宇治市 西笠取相月川西17-2	法面・通路含む
笠取第4配水池	150	持ち出し	宇治市 西笠取中島27の内	法面・通路含む
笠取圧力調整池	60	持ち出し	宇治市 東笠取平出55-2	法面・通路含む
笠取第2中継ポンプ場	400	持ち出し	宇治市 西笠取引坂70-9	フェンス外含む
笠取第4ポンプ場	70	持ち出し	宇治市 西笠取赤坂21-9	法面・通路含む
笠取第5配水池	120	持ち出し	宇治市 西笠取赤坂32-12	法面・通路含む
二尾配水池	30	持ち出し	宇治市 二尾金剛谷7-10	フェンス外含む
二尾圧力調整池	20	持ち出し	宇治市 二尾宇川5-4	フェンス外含む
池尾配水池	100	持ち出し	宇治市 池尾西組74	通路含む
炭山高区配水池進入路	1,500	持ち出し	炭山高区配水池の進入路	

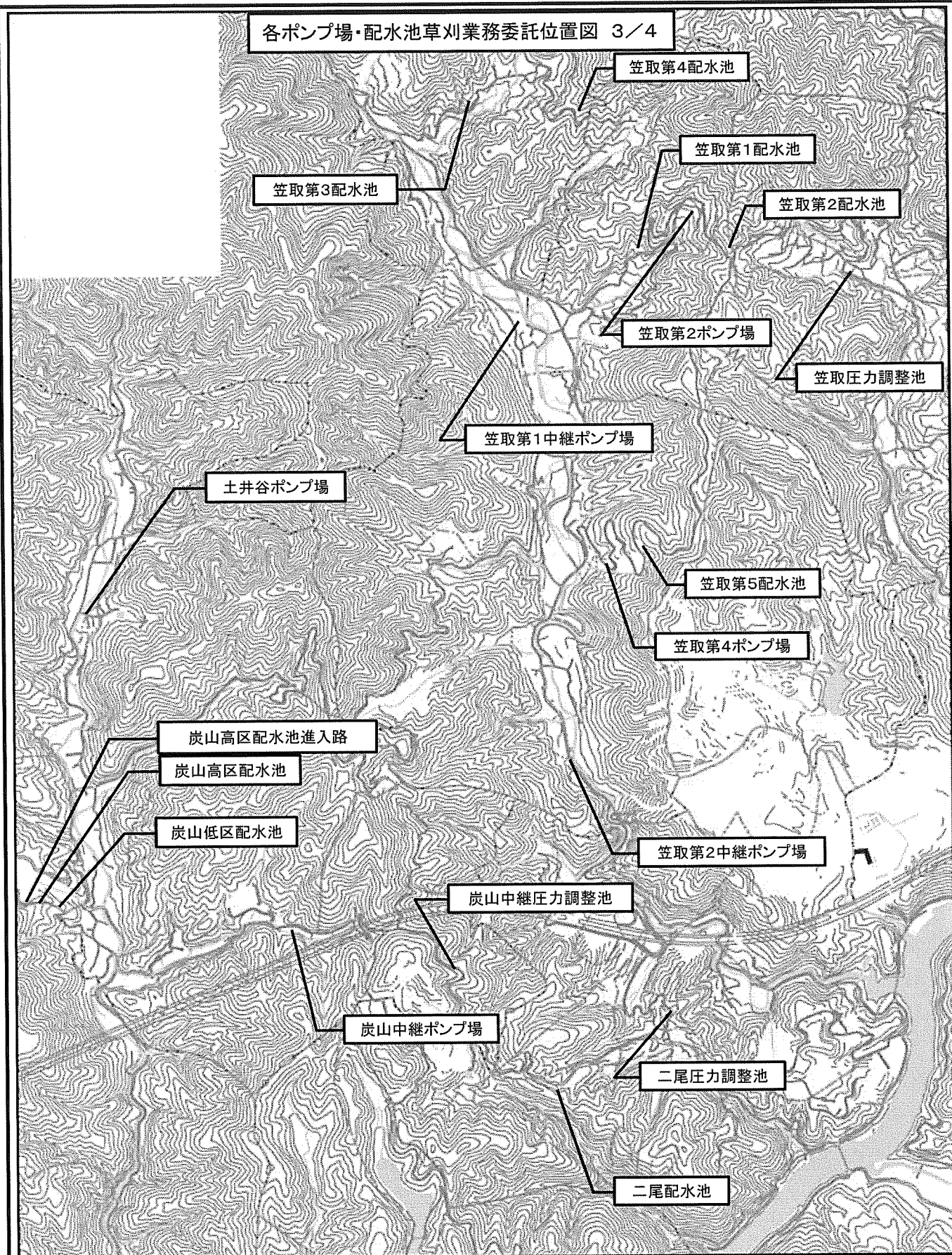
各ポンプ場・配水池草刈業務委託位置図 1/4



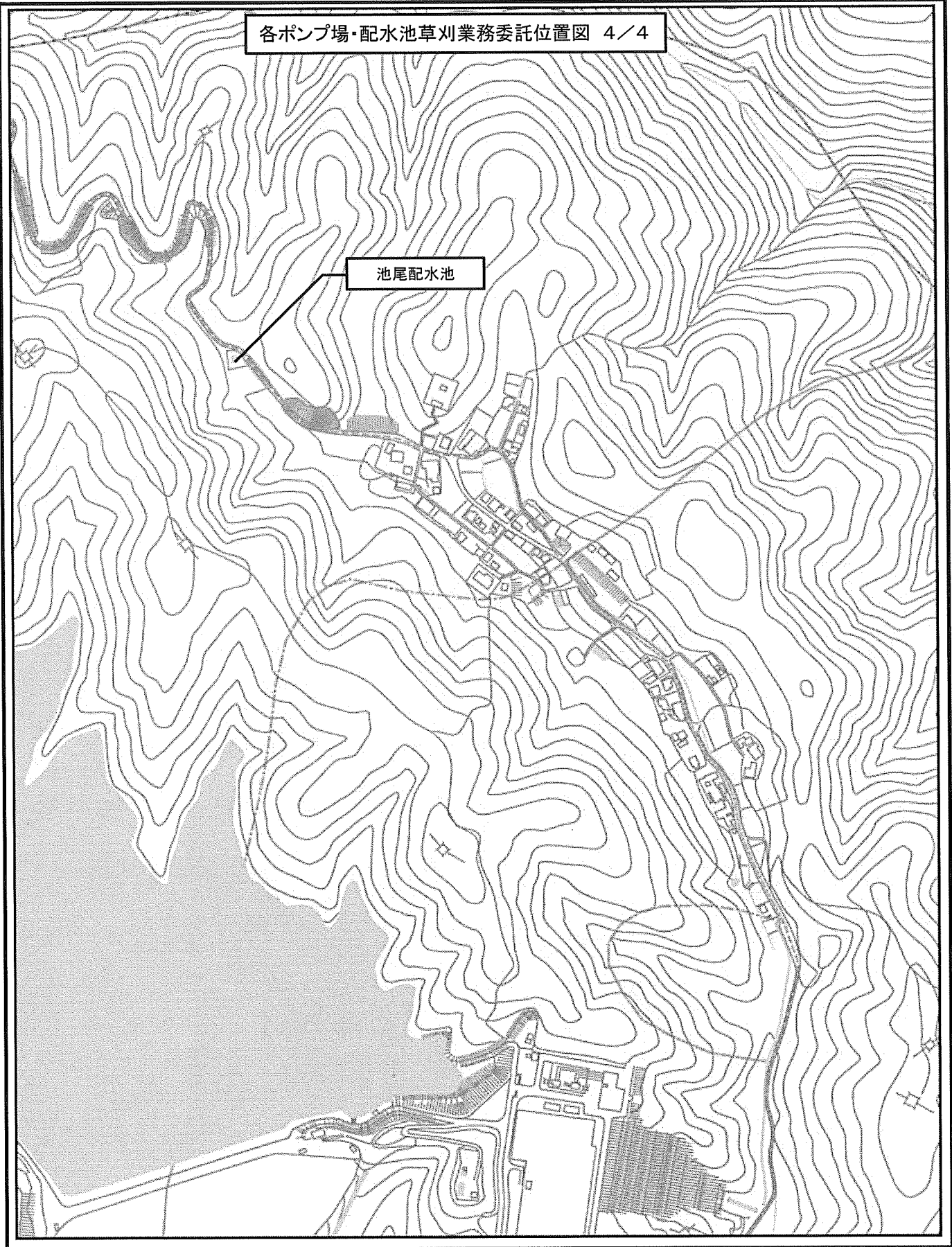
各ポンプ場・配水池草刈業務委託位置図 2/4



各ポンプ場・配水池草刈業務委託位置図 3/4



各ポンプ場・配水池草刈業務委託位置図 4／4



水道庁舎周辺草刈業務委託仕様書

第一章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部上下水道総務課の発注する、「水道庁舎周辺草刈業務委託」に適用する。

(作業概要)

第2条 第二章特記事項の通り。

(関係法令の遵守)

第3条 受注者は、業務の実施にあたり、業務に関連する諸法規、その他諸法令を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

(公害の防止)

第4条 受注者は、業務の実施にあたり、近隣の居住者に迷惑のかからぬよう、公害の防止に努めなければならない。

(損害の補償)

第5条 宇治市の施設及び第三者等に損害を与えたときは、受注者の責任において復旧しなければならない。

(資格を必要とする作業)

第6条 資格を必要とする作業は、有資格者が実施しなければならない。

(安全管理)

第7条 受注者は、業務の実施にあたり、常に細心の注意を払うとともに安全衛生法並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。万が一、事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、適切な処置をするものとする。また、再発防止の対策を講じるとともに、その内容を書面により報告するものとする。

2 作業中は所要の人員を配置し、現場内の整理・整頓及び安全に努めなければならない。

3 作業現場の秩序を保つとともに、火災・盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

(事前調査)

第8条 受注者は、業務着手に先立ち業務場所及び周囲の状況その他についての綿密な調査を行い状況把握の上、業務を実施しなければならない。

(作業に関する事項)

第9条 受注者は、業務の実施において、以下の各号を遵守するものとする。

- ① 現場作業の実施は、毎週月曜日から金曜日までを原則とする。土曜日、日曜日、祝日に作業を行う場合は担当職員の許可を得ること。
- ② 受注者の作業時間は、午前9時から午後5時とする。ただし、準備時間はこれに含めない。
- ③ 受注者が前号の変更が必要と判断した場合は、その理由及び作業内容を当日の午後2時まで報告することとし、担当職員が必要と判断した場合においてのみ変更することができる。
- ④ 受注者は、作業を行う日の作業開始前及び作業終了後には、担当職員まで作業内容等の報告をするものとする。

(受託者の負担及び損害の賠償)

第10条 本仕様書・設計図書等に定めるものの他、以下の各号に掲げる費用は、受注者が負担しなければならない。

- ① 本仕様書・設計図書等に明記されていない軽易な作業。
- ② 第5条にかかる費用。
- ③ 損害保険に加入する場合、加入に要する費用。
- ④ 第13条・第14条に係る費用。
- ⑤ 作業上必要な届出の手続きにかかる費用。
- ⑥ その他、発注者が指示する書類。

(秘密の保持)

第11条 受注者は本業務中に知りえた秘密等を第三者に漏らしてはならない。

(承認または立会いを受ける事項)

第12条 受注者は、業務の実施にあたり、実施工程表、作業上支障となるもの、作業の実施が危険な箇所の対応等の内容について発注者と協議し、承認を受けなければならない。

(提出書類)

第13条 受注者は、以下の各号の書類を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

- ① 受注者は、業務の契約締結後5日以内に業務処理計画書・着手届・業務担当責任者届、その他発注者が指定する書類を提出しなければならない。
- ② 受注者は、事前に担当職員と協議及び調整を行った上、本業務の実施計画書を作成し、提出するものとする。
- ③ 受注者は、全業務完了後速やかに完了検査が受けられるよう、業務完了届・業務結果報告書・業務箇所ごとの写真(着手前・施工中・完了時の工程順に整理編集したもの。)等を含む完成図書類を提出しなければならない。

(完了検査)

第14条 受注者は、業務完了後、第13条第3号の書類を提出し、発注者の検査職員による検査

を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第15条 委託料の支払いについては、業務完了後、受注者の請求に基づき一括払いとする。

(その他)

第16条 本仕様書に定めのない事項については、周囲の状況に応じ発注者と協議のうえ決定するものとする。

第二章 特記事項

○業務実施場所

宇治市水道庁舎周辺指定場所（宇治市宇治琵琶45-2）別紙図面参照

○業務名称

水道庁舎周辺草刈業務委託

○草刈面積

- ・法面：約340㎡
- ・植栽：約90㎡ 計：約430㎡

○委託期間

契約締結日 から 令和8年1月31日 まで

○業務概要

- ・別紙図面の草刈業務及び草刈に伴う発生材の処分
 - ①水道庁舎と菟道第二小学校の境の法面（倉庫と階段の間を含む）の草刈
 - ②受水槽周辺の草刈
 - ③水道庁舎の植栽の草刈

○業務細目

1) 日程

8月末～9月下旬を目途とし、1回行うこと。詳細日程については実施日の前月20日までに発注者と協議決定すること。予定を変更する場合は、変更前後の予定日の早い日付の3日前までに担当職員に連絡し許可を得ること。

2) 草刈方法

- ・機械除草（肩掛け式）
- ・人力除草（機械除草できない箇所）

3) 発生材処分方法（持ち出し）

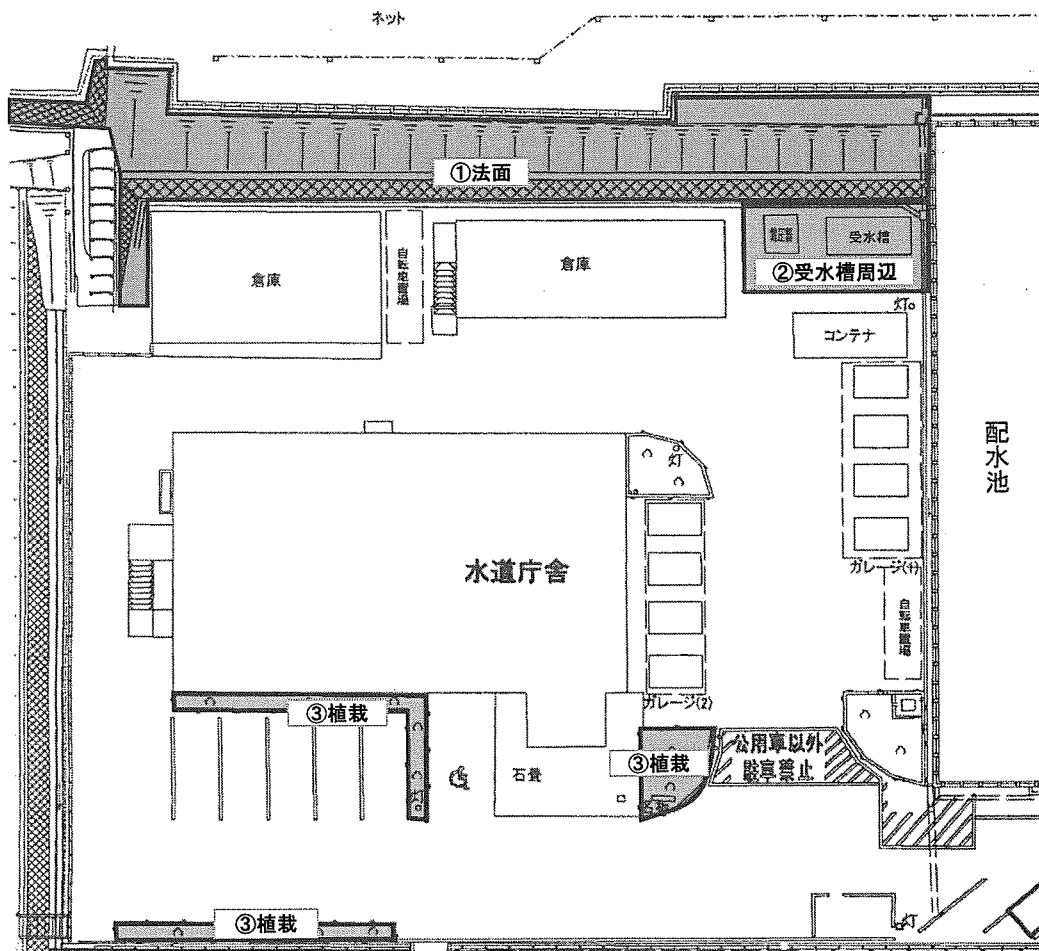
発生材は側溝や敷地外へ飛散したものも含めて熊手等で集積し、原則発生日に現場より搬出すること。発生日に搬出できないものについては、袋等に入れて飛散防止措置を行い、発生箇所の草刈作業完了後3日以内に搬出すること。

搬出先は発生材の処分の可能な処分場とする。処分完了後、処分場の受入れ表等の処分状況の分かるものを提出すること。

4) その他

発生材集積時には作業場所に落ちている落葉も発生材と共に集積し搬出处分すること。
作業中に危険箇所及び作業場所の異変を発見した場合は担当職員に報告すること。
その他、疑義等を生じた場合は、担当職員と協議の上、決定すること。

市立菟道第二小学校



各浄水場草刈業務委託仕様書

第一章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する、「各浄水場草刈業務委託」に適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項および特記事項に示す。

(関係法令の遵守)

第3条 受注者は、業務の実施にあたり、業務に関連する諸法規、その他諸法令を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

(周辺環境の保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、対象施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(損害の補償)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、対象施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(資格を必要とする作業)

第6条 資格を必要とする作業は、有資格者が実施しなければならない。

(安全管理)

第7条 受注者は、業務の実施にあたり、常に細心の注意を払うとともに労働安全衛生法並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。万が一、事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、適切な処置をするものとする。また、再発防止の対策を講じるとともに、その内容を書面により報告するものとする。

2 作業中は所要の人員を配置し、現場内の整理・整頓及び安全に努めなければならない。

3 作業現場の秩序を保つとともに、火災・盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

(事前調査)

第8条 受注者は、業務着手に先立ち業務場所及び周囲の状況その他についての綿密な調査を行い状況把握の上、業務にあたらなければならない。

(作業に関する事項)

第9条 受注者は、業務の実施において、以下の各号を遵守するものとする。

- ① 現場作業の実施は、毎週月曜日から金曜日までとする。
- ② 受注者の作業時間は、午前9時から午後5時とする。ただし、準備時間はこれに含めない。
- ③ 受注者が前号の変更が必要と判断した場合は、その理由及び作業内容を当日の午後2時まで報告することとし、担当職員が必要と判断した場合においてのみ変更することができる。
- ④ 受注者は、作業を行う日の作業開始前及び作業終了後には、担当職員まで作業内容等の報告をするものとする。

(受注者の負担及び損害の賠償)

第10条 本仕様書・設計図書等に定めるものの他、以下の各号に掲げる費用は、受注者が負担しなければならない。

- ① 本仕様書・設計図書等に明記されていない軽易な作業。
- ② 第5条にかかる費用。
- ③ 損害保険に加入する場合、加入に要する費用。
- ④ 第13条・第14条に係る費用。
- ⑤ 作業上必要な届出の手続きにかかる費用。
- ⑥ その他、発注者が指示する書類。

(秘密の保持)

第11条 受注者は本業務中に知りえた秘密等を第三者に漏らしてはならない。

(承認または立会いを受ける事項)

第12条 受注者は、業務の実施にあたり、実施工程表、作業上支障となるもの、作業の実施が危険な箇所の対応等の内容について発注者と協議し、承認を受けなければならない。

(提出書類)

第13条 受注者は、下記の各号の書類を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、業務の契約締結後5日以内に着手届・業務処理計画書・業務担当責任者届、その他発注者が指定する書類を提出しなければならない。
- 3 受注者は、事前に担当職員と協議及び調整を行った上、本業務の実施計画書を作成し、提出

するものとする。

4 受注者は、月ごとに業務予定表を作成し、前月 25 日までに発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、月ごとに業務月報を作成し、翌月の 5 日までに発注者に提出しなければならない。

6 受注者は、全業務完了後速やかに完了検査が受けられるよう、業務完了届・業務結果報告書・業務箇所ごとの写真（着手前・施工中・完了時の工程順に整理編集したもの。）等を含む完成図書類を委託期間内に提出しなければならない。

（完了検査）

第 14 条 受注者は、業務完了後、第 13 条第 6 項の書類を提出し、発注者の検査職員による検査を受けなければならない。

（委託料の支払い）

第 15 条 委託料の支払いについては、業務完了後、受注者の請求に基づき一括払いとする。

（その他）

第 16 条 本仕様書に定めのない事項については、現場の状況に応じ発注者と協議のうえ決定するものとする。

第二章 特記事項

業務実施場所

別紙、位置図・所在地及び注意事項一覧のとおり。

業務名称

各浄水場草刈業務委託

委託期間

契約締結日 から 令和8年1月30日 まで

業務概要

指定場所での指定回数の草刈業務（総面積：7,370 m²） 一式

業務細目

1) 草刈方法

- ・機械除草（肩掛け式）
- ・人力除草（機械除草できない箇所）
- ・草刈場所及び日程については別紙工程表に則ること。
- ・受注者は業務予定表の予定を変更する場合は、変更前後の予定日の早い日付の3日前までに担当職員に連絡し許可を得ること。

2) 発生材処分方法

- ・発生材は側溝や敷地外へ飛散したものも含めて熊手等で集積し、原則発生日に現場より搬出すること。発生日に搬出できないものについては、袋等に入れて飛散防止措置を行い、発生箇所の草刈業務完了後3日以内に搬出すること。
- ・搬出先は発生材の処分可能な処分場とし、処分完了後、処分場の受入れ票等の処分状況の分かるものを提出すること。

3) その他

- ・発注者が行う工事や維持管理作業のため、作業日および作業場所の指定や予定の変更を発注者が指示する場合はこれに従うこと。
- ・発生材集積時には敷地内（側溝等も含む）に落ちている落葉やゴミも発生材と共に集積し搬出処分すること。また、敷地内の植栽からの落葉は敷地周辺に飛散したものも集積すること。
- ・作業中に危険箇所及び作業場所の異変を発見した場合は担当職員に報告すること。
- ・その他、疑義等が生じた場合は、担当職員と協議の上、決定すること。

別紙

令和7年度 各浄水場草刈業務委託工程表

施設名	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宇治浄水場接合井	2												
西小倉浄水場	2												
池尾浄水場	2												
旧横島浄水場	2												
旧 開 浄水場	2												

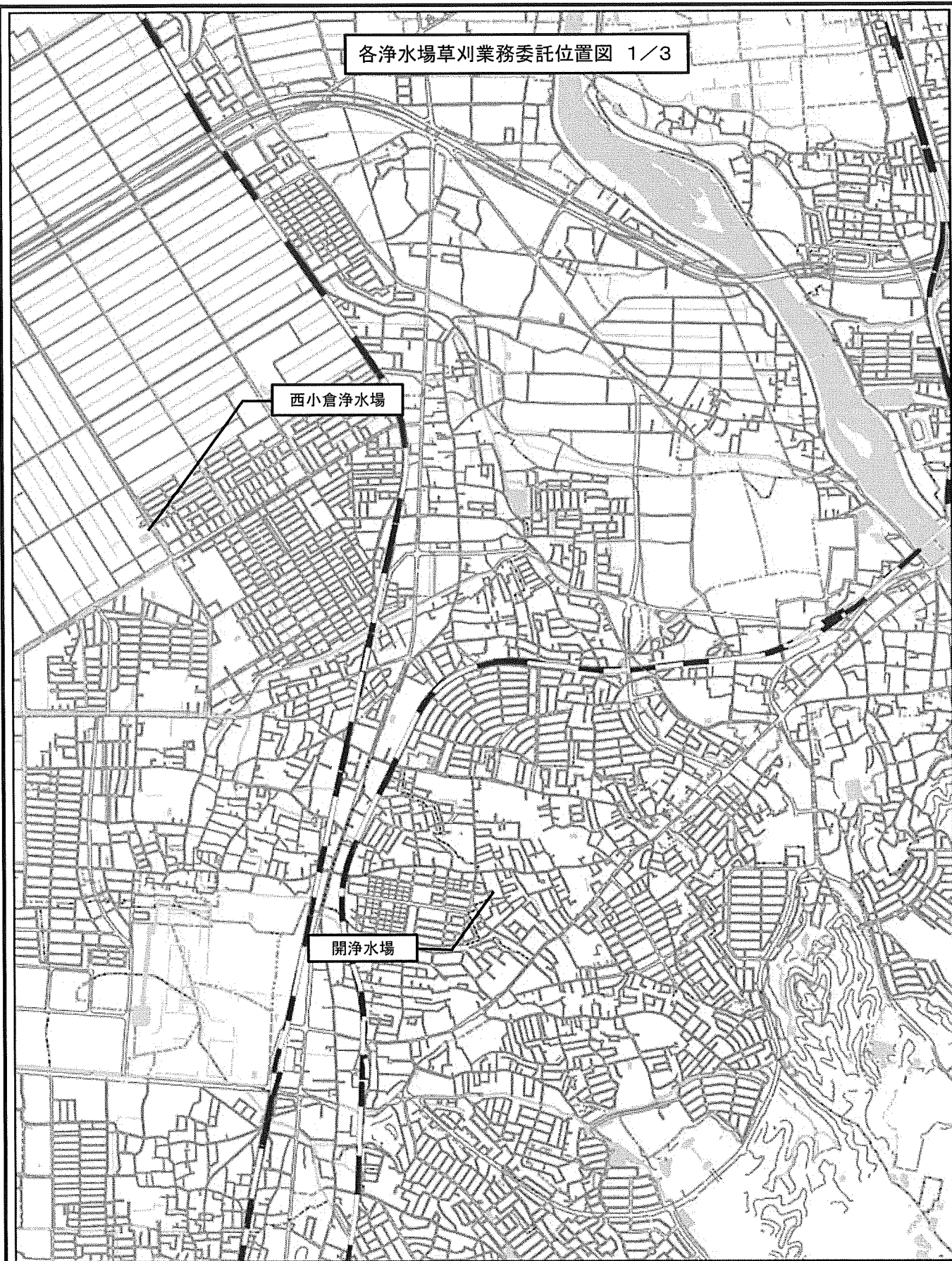
各浄水場所在地及び注意事項一覧

施設名	草刈面積 (㎡/回)	処分	所在地	注意事項
宇治浄水場接合井	25	持ち出し	宇治市 五ヶ庄高車地内	河川敷一時使用届の提出が必要
西小倉浄水場	1,560	持ち出し	宇治市 伊勢田町中遊田5-1	枝払い含む
池尾浄水場	70	持ち出し	宇治市 池尾南組11-5	
旧横島浄水場	1,970	持ち出し	宇治市 横島町本屋敷164-1	枝払い含む
旧開浄水場	60	持ち出し	宇治市 神明宮北65	枝払い含む

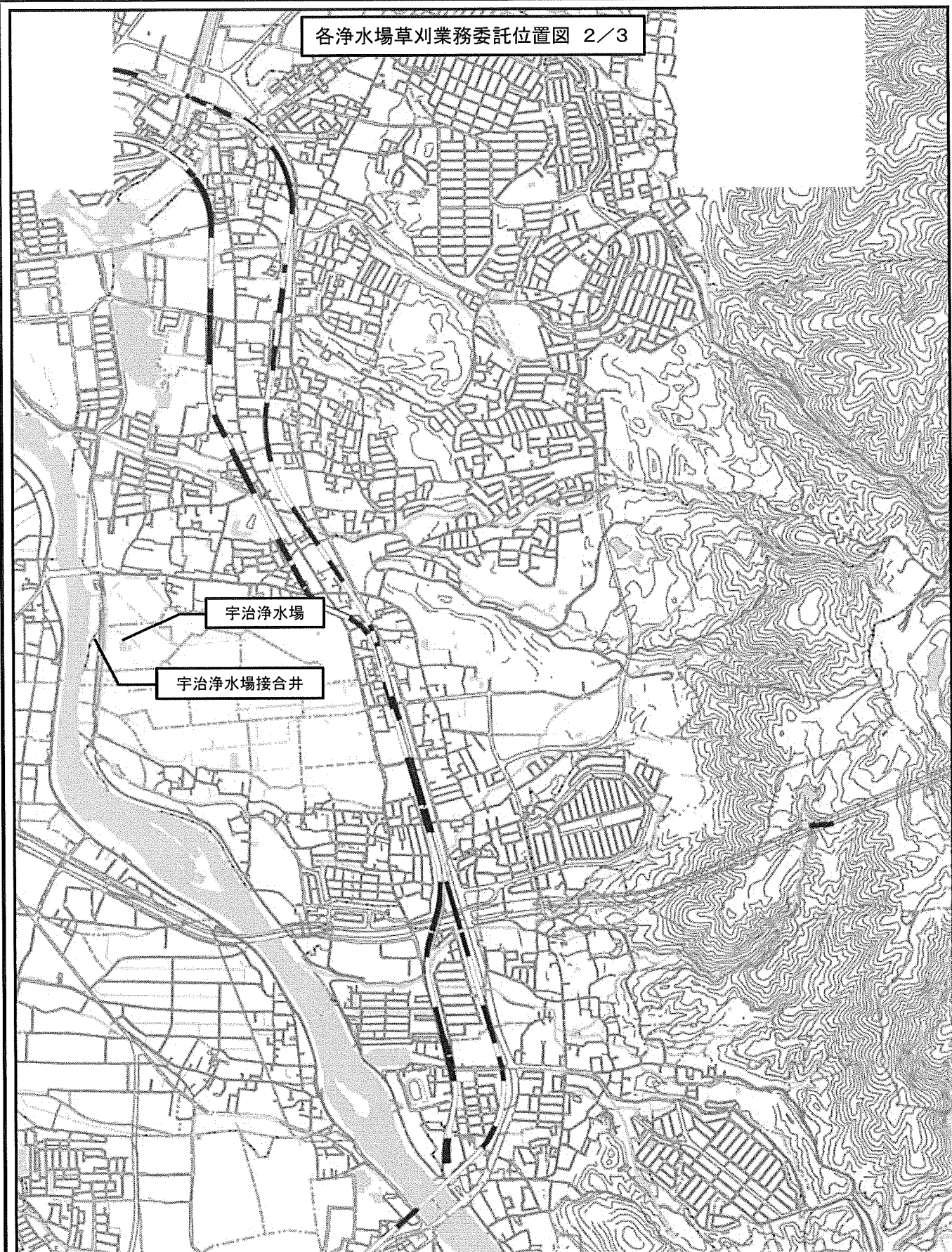
各浄水場草刈業務委託位置図 1/3

西小倉浄水場

開浄水場



各浄水場草刈業務委託位置図 2/3



池尾浄水場

